

融資あっせんの取扱い方法、手続等について

1 融資あっせんの条件について

下記の条件を満たすこと。

- (1) 処理区域内に住宅を所有又は占有している個人であること。

※ 事務所、倉庫、事業所等に係る水洗化は該当しない。ただし、併用住宅は該当する。
※ 法人所有の社宅等については該当しない。ただし、社宅等に住んでいる人が、個人の費用で水洗化を行う場合は該当する。

- (2) 処理区域内の住宅について、次のいずれかの工事を行うこと。

- ア 既設のくみ取り便所を水洗便所に改造して排水管を公共下水道等に接続する工事
イ 既設の浄化槽を廃止して排水管を公共下水道等に接続する工事
ウ 台所等の雑排水管を公共下水道等に接続する工事

※ 新築工事に伴う水洗化は該当しない。

- (3) 市県民税、固定資産税及び次に掲げる負担金等のうち該当するものを完納していること。

- ア 下水道事業受益者負担金
イ 下水道事業受益者分担金
ウ 漁業集落排水事業分担金
エ 農業集落排水事業分担金
オ 戸別処理浄化槽事業分担金

※ 「完納」とは、融資あっせんの申請時点において、納期が到来しているもの全て未納がないことをいう。

- (4) 連帯保証人を有すること。

※ ただし、希望する融資金融機関が「いしのまき農業協同組合」に限り、宮城県農業信用基金協会の債務保証があれば対象とする。

※融資あっせんの申請は、「排水設備設置確認申請書」と同時に提出すること。
工事が完了した後は、申請はできません。

2 連帯保証人について

下記の条件を満たすこと。

- (ア) 石巻市内に住所を有している個人であること。
(イ) 市県民税が**所得割納税者**であること。
(ウ) 市税を完納していること。
(I) 保証人の数 : 融資あっせん額が100万円以下の場合 ⇒ 1人
融資あっせん額が100万円を超える場合 ⇒ 2人

※ 相保証や同一世帯内（親子、夫婦、兄弟等）での連帯保証は可能である。

3 融資あっせん額について

- (1) 100万円又は工事費の額のいずれか低い額とする。
(2) 貸家・アパート等の場合は、その戸数に100万円を乗じた額又は工事費の額のいずれか低い額とする。

- (3) 融資あっせん額は、1万円未満の端数を切り捨てた額とする。
- (4) 融資あっせん額は、しゅん工時の工事費の額以内とする。

4 融資あっせん対象工事の範囲について

- (1) 既設のくみ取り便所を水洗便所に改造して排水管を公共下水道等に接続する工事
- (2) 既設の浄化槽を廃止して排水管を公共下水道等に接続する工事
- (3) 台所等の雑排水管を公共下水道等に接続する工事

※ 排水設備の工事と合わせて行う台所等の床の改修・改造工事、既設の水道管から便所までの配管以外の配管工事、排水設備の工事と直接関わりのない工事等は、融資あっせんの対象外とする。

5 取扱い金融機関について

下記の金融機関のうち石巻市内に所在する本店又は支店。

(株)七十七銀行	石巻信用金庫
石巻商工信用組合	いしのまき農業協同組合
(株)北日本銀行	(株)仙台銀行
(株)岩手銀行	(株)東北銀行
東北労働金庫	

※ 市へ申請書を提出する前に、融資を受けようとする金融機関の事前審査を受けて下さい。

6 申請書類について

融資あっせんの申請は、「排水設備設置確認申請書」と同時に、次の書類を提出すること。

申 請 者	(1) 水洗便所等改造資金融資あっせん申請書
	(2) 市県民税の納税証明書(発行から1ヶ月以内のもの。) ※ 非課税の場合は、「非課税証明書」
	(3) 固定資産税の納税証明書(発行から1ヶ月以内のもの。) ※ 土地又は家屋が申請者の所有でない場合は、所有者の固定資産税の納税証明書を提出すること。

連帯保証人 (所得割納税者の方)	(1) 市県民税の納税証明書(発行から1ヶ月以内のもの。)
---------------------	-------------------------------

※ 借家人等の占有者が、家主の承諾を得て工事を行う場合、下記の書類を合わせて提出する。

ア 排水設備設置承諾書 (別記様式)

イ 家主の印鑑登録証明書

7 申請書の記載方法について

- (1) 申請者及び連帯保証人の氏名は、正確に記入すること。(略字等で記入しないように注意)
- (2) 工事予定額は、「排水設備設置確認申請書」に添付した設計内訳書の額を記入すること。
- (3) 融資希望額は、1万円未満を切り捨てた額を記入すること。

8 納税証明書について

- (1) 納税証明書の証明年度
4月から6月までに申請を行う場合 ⇒ 前年度
7月から翌年3月までに申請を行う場合 ⇒ 当該年度
- (2) 納税証明書の内容
融資あっせんの申請時点において、納期が到来しているもの全て未納がないこと。
- (3) 申請者が市県民税非課税の場合
申請者が市県民税非課税の場合は、「非課税証明書」又は「課税証明書」(非課税である旨記載されているもの。)を提出すること。
- (4) 他市町村からの転入等の場合
他市町村から転入等により、石巻市に納税実績がない場合は、当該市町村等が発行する納税証明書を提出すること。

9 融資の手続について

- (1) しゅん工検査終了後、申請者が連帯保証人と同行の上、金融機関に行き融資の手続を行うこと。(金融機関における手続は、一般の融資手続と同じなので注意すること。)
- (2) 金融機関に持参する書類等

申 請 者	(1) 水洗便所等融資あっせん決定通知書 (2) 排水設備等しゅん工検査済証 (3) 印鑑登録証明書 (発行日から3か月以内のもの) (4) 実印 (5) 返済用預金口座の届出印
連帯保証人	(1) 印鑑登録証明書 (発行日から3ヶ月以内のもの) (2) 実印

10 借入金の取扱いについて

借入金は、金融機関との手続終了後、全額を工事指定店に振込むこと。

※ 借入金は、各金融機関から全額工事指定店に振り込まれます。

11 借入金の償還について

- (1) 借入金の返済方法は、元金均等月賦償還とする。
ただし、毎月の償還額に100円未満の端数が生じるときは、その端数は、第1回の償還額に加算する。
- (2) 借入金は無利子とし、利子については石巻市が負担する。
ただし、遅延利息は、申請者の負担とする。
- (3) 借入金の償還日は毎月7日とする。なお、第1回の償還は、貸付を受けた月の翌月からとする。
- (4) 借入後、金融機関の変更はできない。
- (5) 償還回数は、借入金額に応じ、次表のとおりとする。

借 入 金 額	償 還 回 数
15万円以下	18回以内
16万円～ 20万円	24回以内
21万円～ 30万円	36回以内
31万円～ 70万円	48回以内
71万円～100万円	60回以内
101万円以上（貸家等）	60回以内

課税状況等にかかる同意書

石巻市水洗便所等改造資金融資あっせん申請

＜申請人氏名＞

私は、_____が標記申請をするにあたり、石巻市水洗便所等改造資金融資あっせん申請の実施細目の規定により融資あっせんの対象要件となっている次の事項について、下水道課職員が確認することに同意します。

- ・市県民税納税証明書（所得割課税者であること）

石巻市長（あて）

年 月 日

住 所
＜ふりがな＞
氏 名

印

排水設備設置承諾書

年 月 日

＜申請人氏名＞

殿

家主 住所
氏名

⑩

次のとおり排水設備の設置について承諾します。

記

- 1 設置場所
- 2 設置者（申請者）

※ 同意書への記入は自署にてお願いいたします。